

**+** 貨物概要

葦（あし）を洗淨・乾燥させ、切断したもの。外径 12mm、長さ 140mm。本品を縦に 2～3 枚に割り、舟形に加工する等複数の加工工程を経た後、オーボエの部品（チューブ）に取り付ける。

**+** 分類

関税率表第 1401.90 号 - 2 - （統計番号 1401.90-290）の主として組物に使用するあし

**+** 分類理由

あしは、関税率表第 14.01 項により、主として組物に使用する植物性材料として規定されており、関税率表解説第 14.01 項には「植物性の組物材料は、洗淨してあるかないかを問わず、・・・この項に属する。この項の物品は一定の長さに切ってあってもよい」と規定されており、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）